

事業のための占用の計画が確定し、当該占用の計画について河川管理者が知り得た場合は河川管理者に申出があった場合においては、他の者に対する占用の許可は、当該占用の計画に支障を及ぼさないよう行われなければならない。

- (占用主体)
- 第六 占用の許可を受けることのできる者は、次の各号に掲げるものとする。ただし、第七項第七号に掲げる占用施設を設置することが必要を得ないと認められる住居、事業場等及び同項第八号に規定する占用施設を設置することが必要を得ないと認められる非営利の愛好者団体等もそれぞれ当該占用施設について占用の許可を受けることができるものとする。
 - 一 国又は地方公共団体（道路管理者、都市公園管理者、下水道管理者、港湾管理者、漁港管理者、水防管理者、地方公営企業等である場合を含む）。
 - 二 独立行政法人日本高速道路保有・償還施設機構、独立行政法人都市再生機構、地方公社等の特別な法律に基づき設立された法人。
 - 三 鉄道事業者、水上公共交通を運り旅客輸送事業者、ガス事業者、水道事業者、電気事業者、電気通信事業者その他の国又は地方公共団体の許可等を受けて公益性のある事業又は活動を行う者。
 - 四 水防団体、公益法人その他これらに準ずる者。
 - 五 都市計画法（昭和四十二年法律第百号）第四十条第七項に規定する街地開発事業を行う者又は当該事業と一体となつて行う関連事業に係る施設（以下「市街地開発事業関連施設」といふ。）の整備を行う者。
 - 六 河川管理者、地方公共団体等で構成する河川水面の利用調整

に関する協議等において、河川水面の利用の向上及び適正化に資すると認められた船舶係留施設等の整備を行う者（なお、第七項第一号第六号の船舶上下架施設（総務を含む。）については、当分の間、同意協議が設置されていない場合には、地方自治体の同意を得た場合とする。）

- (占用施設)
- 第七 占用施設は、次の各号に規定する施設とする。
 - 一 次のイからハまでに掲げる施設その他の河川敷地そのものや地味住民の福利厚生のために利用する施設
 - イ 公園、緑地又は広場
 - ロ 運動場等のスポーツ施設
 - ハ キャンプ場等のレクリエーション施設
 - 二 次のイからホまでに掲げる施設その他の公共性又は公益性のある事業又は活動のために河川敷地を利用する施設
 - イ 道路又は鉄道の橋梁、鉄道の駅が設置されるものを含む。又はトンネル
 - ロ 堤防の天端又は基小段に設置する道路
 - ハ 水道管、下水道管、ガス管、電線、鉄塔、電線杆、電柱、情報通信又は放送用ケーブルその他のこれらに類する施設
 - ニ 地下に設置する下水道処理又は変電所
 - ホ 公共基礎点、地名標識、水位観測施設その他これらに類する施設
 - 三 次のイ及びロに掲げる施設その他の地域防災活動に必要な施設
 - イ 防災用等ヘリコプター離着陸場又は待機施設
 - ロ 水防倉庫、防災倉庫その他水防・防災活動のために必要な

施設
四 次のイからホまでに掲げる施設その他の河川に開する教育及び学習又は環境意識の啓発のために必要な施設

- イ 遊歩道、野営所、休憩所、ベンチ、水飲み場、花壇等の水辺施設
 - ロ 河川上空の通路、テラス等の施設で病院、学校、社会福祉施設、市街地開発事業関連施設等との連絡又は周辺環境整備のために設置されるもの
 - ハ 地下に設置する遊歩道、公共駐車場
 - ニ 売店（周辺に商業施設が無く、地域づくりに資するものに限る）
 - ホ 防犯灯
- 五 次のイからハに掲げる施設その他の河川に関する教育及び学習又は環境意識の啓発のために必要な施設
- イ 河川教育、学習施設
 - ロ 自然観察施設
 - ハ 河川維持用具倉庫
- 六 次のイからハに掲げる施設その他の河川水面の利用の向上及び適正化に資する施設
- イ 公共的な水交通のための船着場
 - ロ 船舶係留施設又は船舶上下架施設（総務を含む。）
 - ハ 荷揚場（遊歩道を含む。）
- 七 次のイからハに掲げる施設その他の住居の生活又は事業のために設置が必要を得ないと認められる施設
- イ 連絡又は階段
 - ロ いすけす

八 次のイ及びロに掲げる施設その他の周辺環境に影響を与えない施設で、市街地から遠隔にあり、かつ、公園等の他の利用が阻害されない河川敷地に立地する場合、必要最小限の規模で設置が認められる施設

- イ ムラサキ、銀杏
- ロ ロケット飛行機着陸場
- 前項に規定する占用施設については、当該施設周辺の騒音の抑制及び道路交通の安全の確保上必要を得ないと認められる場合に限り、当該施設と一体をなす利用のための駐車場の利用を許可することができる。（この場合においては、本体施設の利用時間外及び洪水のおそれのある場合の禁止の禁止、使用禁止時間帯における車両の撤去、洪水時の駐車車両の避難に係る夜間及び休日を含む情報伝達体制の整備等の許可条件を付すものとする。）
 - 第一項に規定する占用施設については、必要に応じて、施設利用者等の関係者、また、第二項第六号に規定する占用施設については、料金所、待合所、案内板等、当該施設と一体をなす工作物としてその設置を許可することができる。
- (治水又は治水上の基準)
- 第八 工作物の設置、樹木の栽植等を伴う河川敷地の占用は、治水又は治水上の支障を生じないものなければならない。（この場合、占用の許可は、法第二十六条第二項又は第二十七条第一項の許可と併せて行われる。）
- 第九 前項の治水の支障に係る技術的判断基準は、次の各号に掲げるとおりとし、河川の形状等の特性を十分に踏まえて判断するものとする。ただし、法第六条第二項に規定する高規格堤防特別区

域、同条第三項に規定する樹林帯区域及び河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第一、二条第二項に規定する遊水地における占用については、適用しない。

- 一 河川の洪水を流すに支障を及ぼさないものであること。
 - 二 水位の上昇による影響が河川管理上問題のないものであること。
 - 三 堤防付近の洪水の流速が従前と比べて著しく速くなる状況を発生させないものであること。
 - 四 工作物は、原則として、河川の水衝部、計画堤防内、河川管理施設若しくは他の許工作物付近又は地盤的に弱い弱な場所に設置するものではないこと。
 - 五 工作物は、原則として河川の縦断方向に設けられないものであり、かつ、洪水時の流況をより河川を損傷させないものであること。
- 第十 前項に規定するものは、樹木の栽植に関する治水上の支障に係る技術的判断基準については、別途定める河川区域内における樹木の植樹等に係る基準（以下「植樹基準」といふ。）に資するものとする。
- (他の者の利用との調整等についての基準)
- 第九 河川敷地の占用は、他の者の河川の利用を著しく妨げないものでなければならない。
- 第十 河川敷地の占用は、必要に応じて、他の者の水面等の利用を確保するための河川への連絡又は河川管理用の通路が確保されているなければならない。また、河川敷地の利用をより一層促進するため、必要に応じて、公園等の占用施設相互の連絡を図るための連絡歩道や便所、ベンチ等が確保されているなければならない。

第十一 河川敷地の占用は、河川整備計画その他の河川の整備、保全又は利用に係る計画が定められている場合にあっては、当該計画に沿ったものでなければならない。

- 第十二 前項に規定する計画において保全すべきこととされている河川敷地については、当該保全の趣旨に反する占用の許可をしてはならない。
- (土地利用状況、景観及び環境との調整についての基準)
- 第十一 河川敷地の占用は、河川及びその周辺の土地利用の状況、景観その他自然的及び社会的環境を損なわず、かつ、それらと調和したものでなければならない。
- 第十二 河川敷地の占用は、景観法（昭和十六年法律第百号）に基づき身親行政団体が景観計画に法第二十四条の許可の基準を定めた場合には、当該計画に定める基準に沿ったものでなければならない。
- (占用の許可の期間)
- 第十二 一 占用の許可の期間は、第七項第一号から第七号までに規定する占用施設に係る目的にあっては十年以内、同項第八号に規定する占用施設に係る目的にあっては五年以内の期間が河川の状況、当該占用の目的及び関係等を考慮して適切なものとしなければならない。
- 第十三 前項の許可の期間が満了したときは、当該許可は効力を失うものとする。
- (占用の許可の内容及び監督処分等)
- 第十三 一 占用の許可は、当該占用の期間内に当該占用の目的を達成するために必要と認めらるる適切な内容のものとする。
- 第十四 一 占用の許可には、水質保全、占用に伴う騒音の抑制等環境の保

会上必要な条件、情報伝達体制の整備、工作物の撤去等緊急時の適切な対応を確保するために必要な条件、占用の目的を達成するために必要な維持管理に関する条件その他の河川管理上必要な条件を認められる条件を付すものとする。

3 占用の許可は、占有の許可を受けた者が報告を徴取するなどの方法により、適宜、占有の状況及び許可条件の履行状況の把握を行うものとする。

4 占有の許可を受けた者が法又は許可条件(法第二十六條第一項及び第二十七條第一項の許可条件を含む。)に違反している場合、その他必要な措置を講ずる必要がある場合には、法第七十七條第一項に規定する是れに類する措置の指示、法第七十七條第一項に規定する緊急処分等の措置を、状況に応じて適宜実施するものとする。

(継続的占有の許可)

第十四 占有の許可の期間が満了した後には、継続して占有するための許可申請がなされた場合は、適正な河川管理を確保するため、この準則に定める限りにおいて、審査を受けるものとする。

2 前項の場合において、従前のまま継続して占有を許可するに不適当であると思われるときは、この準則に定めるものとなるよう指導するものとする。必要に応じて、従前より短い占有の期間を設定し、不許可処分等の措置をとるものとする。

(一時占用の許可)

第十五 工事、季節的な作業又は仮設物等のための河川敷地の一時的な占用の許可については、この準則に定めるものとする。

第十六 一時の占有の許可については、これを同一の内容の占有の用に限りて繰り返し許可するものにより継続して占有することとなるが、この準則第六及び第七の規定の趣旨に反しない限り、これを認めるものとする。

第三章 包括占用の特別

(包括占用の許可)

第十六 地方公共団体、公益法人その他これらに準ずる者(以下「地方公共団体」といふ。)に対して、治水、環境の保全上等の河川公共利用の支障が生じざるやそれら少ない河川敷地において、第七項に規定する占有施設に施設する施設を設置する場合、河川敷地の具体的利用方法を占有の許可を当該地方公共団体等が決定する占有(以下「包括占有」といふ。)の許可とするものとする。

2 包括占用の許可は、地方公共団体等の区域に存する河川敷地のうち、あらかじめ当該地方公共団体等が河川管理者等に協議し、決定した区域(以下「包括占有区域」といふ。)を対象とするものとする。

3 前項の場合において、第十項に規定する計画において保全すべきこととされている河川敷地については、原則として包括占有区域として指定するものとする。

(包括占有区域の指定)

第十七 包括占有区域の具体的利用方法は、第十項に規定する計画が定められている場合は、当該計画に定める都市計画に準ずるものとする。都市計画法第十八條の二第一項に規定する都市計画に関する基本的な方針(基本的な方針を定めなければならない市町村にあつては、議会の議決を経て定められた当該市町村の議決に関する基本構想等)に沿つたものでなければならぬ。

(包括占有区域の施設設置による利用)

第十八 包括占用の許可を受けた地方公共団体等は、第六に規定する計画に、包括占有区域の全部又は一部を第七項第一項に規定する用途に指定する施設を設置するものとして使用することを認められ、その用途に指定する施設は、包括占有の目的として使用することを認められるものとする。

2 前項の規定に基づき、地方公共団体等が包括占有区域を指定する(こと)を認める者(以下「施設設置者」といふ。)は、包括占有区域を使用する場合には、当該地方公共団体等は、包括占有区域の使用に係る契約(以下「使用契約」といふ。)を当該施設設置者と締結するものとする。その内容を河川管理者に報告しなければならない。

3 地方公共団体等は、使用契約を締結するときは、包括占有区域の使用の具体的な内容(設置する占有施設の構造を含む。)、契約期間、施設の使用に関する事項その他の必要事項を契約の内容とするものとする。

4 施設設置者は、使用契約を締結するに当たって、包括占有区域の使用の具体的な内容(設置する占有施設の構造を含む。)を、契約期間、施設の使用に関する事項その他の必要事項を契約の内容とするものとする。

5 施設設置者は、使用契約を締結するに当たって、包括占有区域の使用の具体的な内容(設置する占有施設の構造を含む。)を、契約期間、施設の使用に関する事項その他の必要事項を契約の内容とするものとする。

19 施設設置者は、使用契約を締結するに当たって、包括占有区域の使用の具体的な内容(設置する占有施設の構造を含む。)を、契約期間、施設の使用に関する事項その他の必要事項を契約の内容とするものとする。

20 施設設置者は、使用契約を締結するに当たって、包括占有区域の使用の具体的な内容(設置する占有施設の構造を含む。)を、契約期間、施設の使用に関する事項その他の必要事項を契約の内容とするものとする。

21 施設設置者は、使用契約を締結するに当たって、包括占有区域の使用の具体的な内容(設置する占有施設の構造を含む。)を、契約期間、施設の使用に関する事項その他の必要事項を契約の内容とするものとする。

22 施設設置者は、使用契約を締結するに当たって、包括占有区域の使用の具体的な内容(設置する占有施設の構造を含む。)を、契約期間、施設の使用に関する事項その他の必要事項を契約の内容とするものとする。

23 施設設置者は、使用契約を締結するに当たって、包括占有区域の使用の具体的な内容(設置する占有施設の構造を含む。)を、契約期間、施設の使用に関する事項その他の必要事項を契約の内容とするものとする。

24 施設設置者は、使用契約を締結するに当たって、包括占有区域の使用の具体的な内容(設置する占有施設の構造を含む。)を、契約期間、施設の使用に関する事項その他の必要事項を契約の内容とするものとする。

合には、使用契約を締結し、当該施設設置者等が適切に指導監督する(こと)を認める必要を条件とするものとする。

3 包括占用の許可を付する場合に、当該包括占有区域及び許可の内容等を適切な公示方法により周知するものとする。

(包括占有区域における工作物の設置等の許可)

第二十 包括占有区域において工作物の設置又は土地の掘削等若しくは構木の積置等を行うこととする場合は、包括占用の許可を受けた地方公共団体等又は施設設置者は、法第二十六條第一項又は第二十七條第一項に規定する許可申請を河川管理者に行わなければならない。なお、施設設置者が当該許可申請を行う場合は、地方公共団体等を経由して行うものとする。

21 前項の許可申請は、第十九項第一項の許可申請と同時に提出するものとする。

22 第一項の許可申請に際し、治水支障が小さく見込まれるような等の工作物の設置又は構木の積置については、その設置等の範囲及び上限の数を申請書及びその添付図面に記載すれば足りるものとする。

23 前項の規定による許可申請に対して許可を行う場合は、工作物の位置又は構木の積置の範囲及び上限の数について条件を付すものとする。

24 前項に規定する構木の積置については、植栽基準に定めるところにより、許可するものとする。

25 包括占用の目的に適合する設置場、売店については、包括占有区域の中で適正な場所に設置するものとする。

(包括占有許可に係る監督等)

第二十一 施設設置者の包括占有区域の使用が法又は許可条件(法第二十四條、第二十六條第一項及び第二十七條第一項の許可条件

をいう。以下同じ。)に違反している場合その他必要があること認められる場合においては、河川管理者又は河川監督官は、次の各号に定めるところにより、法第七十五條又は第七十七條に規定する必要な措置をするものとする。

一 地方公共団体等に対しては、施設設置者に対する指導監督に関する指示、包括占用の許可の取消し等の監督処分等、状況に応じて適正に実施するものとする。

二 施設設置者に対しては、行為の中止、工作物の撤去等の指示、監督処分等を、状況に応じて適正に実施するものとする。

第四章 都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る占用の特別

第二十二 河川管理者は、都市及び地域の再生等のために利用する施設が、占有することとなる河川敷地の区域(以下「都市・地域再生等利用区域」といふ。)を指定するものとする。

23 河川管理者は、都市・地域再生等利用区域を指定するときは、併せて当該都市・地域再生等利用区域における都市及び地域の再生等のために利用する施設に関する占用の方針(以下「都市・地域再生等占用方針」といふ。)及び当該施設の占有主体(以下「都市・地域再生等占有主体」といふ。)を指定するものとする。

24 都市・地域再生等占有主体は、次に掲げる種類のうちから、当該都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けることのできる施設及びその許可方針を定めるものとする。

- 一 広場
- 二 イントー施設
- 三 遊歩道
- 四 船着場
- 五 船舶係留施設又は船舶(七条施設)係留を含む(一)六号各号に掲げる施設を一体をなす飲食店、売店、オーブンカー、広場、広場、広場、照明、音響施設、キャンプ場、パーク、キッズ、切符待合、案内所、船舶修理場等
- 七 日よけ
- 八 船上食事施設
- 九 突出看板
- 十 川床
- 十一 その他都市及び地域の再生等のために利用する施設(これと一体をなす第六号に掲げる施設を含む。)
- 十二 都市・地域再生等利用主体には、次に掲げる者のうちから、当該都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けることのできる者を定めるものとする。
- 一 第六に掲げる占有主体
- 二 営業活動を行う事業者等
- 三 営業活動を行う事業者等
- 四 河川管理者は、都市・地域再生等利用区域の指定、都市・地域再生等占用方針の決定及び都市・地域再生等占有主体の指定を含む。第七項において「を」として「する」と改定し、あつては、河川管理者、地方公共団体等が構成する河川敷地の利用調整に関する協議会等の活用により地域の合意を回らなければならない。
- 五 都市・地域再生等利用区域は、都市及び地域の再生等のために利用する施設が当該河川敷地を占有することにより治水水上又は利水上の支障を生じることのない区域でなければならない。

7 河川管理者は、都市・地域再生等利用区域の指定をされた場合は、その旨を公表するものとする。

(都市及び地域の再生等のために利用する施設の占有の許可)
第十二 河川管理者は、都市・地域再生等利用区域において、第五項一項の規定にかかわらず、都市・地域再生等利用主体が占有の許可を申請した場合において、当該占有が、都市・地域再生等利用方針及び第八から第十一までの基準に該当し、かつ、都市及び地域の再生等並びに河川地域の適正な利用に資すると認められるときは、占有の許可をすることができる。

(占有の許可の期間)
第十四 第二十三の規定による占有の許可の期間は、十年以内で、当該占有の継続等を考慮して適切なものとならなければならない。

(占有者以外の施設利用)
第十五 第二十四第一号に掲げる者が都市・地域再生等利用主体となる占有するときは、その占有施設等を施設等を行う事業等(以下「施設使用」という。)に、第二十二第三項各号に掲げる施設の設置を目的とする使用を要する。以下この章において同じ。を定めることとする。

2 河川管理者は、前項の規定により第二十四第一号に掲げる者に対して、施設使用者に占有施設の占有を要する(ことを含む)占有を許可する場合には、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

- 一 施設使用者に占有施設の使用をさせる場合には、使用契約を締結し、当該施設使用者を適切に指導監督すること。
- 二 施設使用者は、その収入を当該占有許可を受けている河川敷地における施設の維持管理及び良好な水環境の保全、創出等に充てるものとする。

図るための費用に充てること。

三 施設利用料の徴収及び滞り状況を、河川管理者は、一年一回以上、河川管理者が定める回数報告すること。

3 第二十四第一号に掲げる者(以下「占有者」という。)が施設使用者に占有施設の使用をさせる場合には、当該公的占有者は、使用契約を当該施設使用者と締結することとし、その内容を河川管理者に報告しなければならない。

4 公的占有者は、使用契約を締結するときは、占有施設の使用の具体的内容(使用する目的施設の概要を含む)、契約期間、施設利用料、施設の撤去に関する事項その他の必要事項を契約の内容とするほか、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

- 一 施設使用者は、契約の内容が従って適切に行うこと。
- 二 施設使用者は、公的占有者の指導監督に服すること。
- 三 施設使用者が取得する工作物の設置等の許可の状況によって、契約を変更し、又は無効とする。
- 四 施設使用者は、使用が関係法令若しくは契約内容に違反し、若しくは著しく不適切である場合又は河川工事その他の公益上やむを得ない必要がある場合は、公的占有者の同意表示により契約を解除するものとする。

5 施設使用者は、占有施設の使用が著しく許す条件に違反している場合その他必要があると認められる場合には、河川管理者又は第七十七条第一項に定める必要を付するものとする。

一 公的占有者に対しては、施設使用者に対する指導監督に関する指示、占有の許可の取消し等の監督処分等を状況に応じて実施するものとする。

正に実施するものとする。

二 施設使用者に対しては、行いの中止、工作物の除去等の指示、監督処分等、状況に応じて適正に実施すること。

(罰則)
第二十六 第五項一項から第四項まで、第十二第二項、第十三及び第十四の規定は、第二十三の規定による占有の許可について適用する。

附 則
(経過措置)
1 この準則の制定の際占有の許可を受け、現に存し、又は現に工事中の占有施設全部又は一部がこの準則に適合しない場合において、当該占有施設に対しては、当該準則(この準則は適用しない)の準則に適合するものとなるよう努めることとする。

2 前項に該当する占有施設について、当該占有の許可の期間が終了した後に、当該占有許可を与えようとするときは、許可申請者に対しては、準則に適合するものとなるよう努めることとする。

3 この準則が公布する、社会経済状況等の変化に柔軟かつ迅速に対応し、かつ地域の特性に即してこの準則を適用することとが可能となるため、別途定めるところにより、社会実験を行うことが認められるものとする。

4 この突換の結果については、適切に評価を行い、その結果をこの準則に反映させるものとする。

附 則
1 この通達は、平成二十三年四月一日から施行する。

2 この通達は、平成二十三年四月一日から施行する。

3 この通達は、平成二十八年六月一日から施行する。

附 則
1 この通達は、平成二十八年六月一日から施行する。

2 この通達は、平成二十八年六月一日から施行する。

3 この通達は、平成二十八年六月一日から施行する。

4 この通達は、平成二十八年六月一日から施行する。

5 この通達は、平成二十八年六月一日から施行する。

6 この通達は、平成二十八年六月一日から施行する。

7 この通達は、平成二十八年六月一日から施行する。

8 この通達は、平成二十八年六月一日から施行する。

9 この通達は、平成二十八年六月一日から施行する。

10 この通達は、平成二十八年六月一日から施行する。

11 この通達は、平成二十八年六月一日から施行する。

12 この通達は、平成二十八年六月一日から施行する。

13 この通達は、平成二十八年六月一日から施行する。

14 この通達は、平成二十八年六月一日から施行する。

15 この通達は、平成二十八年六月一日から施行する。

16 この通達は、平成二十八年六月一日から施行する。

17 この通達は、平成二十八年六月一日から施行する。

18 この通達は、平成二十八年六月一日から施行する。

19 この通達は、平成二十八年六月一日から施行する。

20 この通達は、平成二十八年六月一日から施行する。

21 この通達は、平成二十八年六月一日から施行する。

22 この通達は、平成二十八年六月一日から施行する。

23 この通達は、平成二十八年六月一日から施行する。

24 この通達は、平成二十八年六月一日から施行する。

25 この通達は、平成二十八年六月一日から施行する。

26 この通達は、平成二十八年六月一日から施行する。

27 この通達は、平成二十八年六月一日から施行する。

28 この通達は、平成二十八年六月一日から施行する。

29 この通達は、平成二十八年六月一日から施行する。

30 この通達は、平成二十八年六月一日から施行する。

31 この通達は、平成二十八年六月一日から施行する。

32 この通達は、平成二十八年六月一日から施行する。

33 この通達は、平成二十八年六月一日から施行する。

34 この通達は、平成二十八年六月一日から施行する。